

第 5 章



施策の展開

重点施策

子ども（家庭）の支援体制のさらなる強化に向けて、3つの重点施策に取り組み、持続可能な子育て・子育て支援を推進します。

（1）重点施策について

前章の今後の課題を踏まえ、他の施策への波及効果が期待できる3つの重点施策を設定します。

①ひろめよう、それぞれの居場所

～ 子どもの居場所づくり ～

子どもの居場所づくりは、子どもにとって身近な地域で、多様な主体によって取り組まれていることから、子どもや支援する大人にもなじみやすい取り組みであり、また、公的事業や学校教育に比べて、運営における自由度の高さが特徴です。

②みんなで寄り添う、健やかな育ち

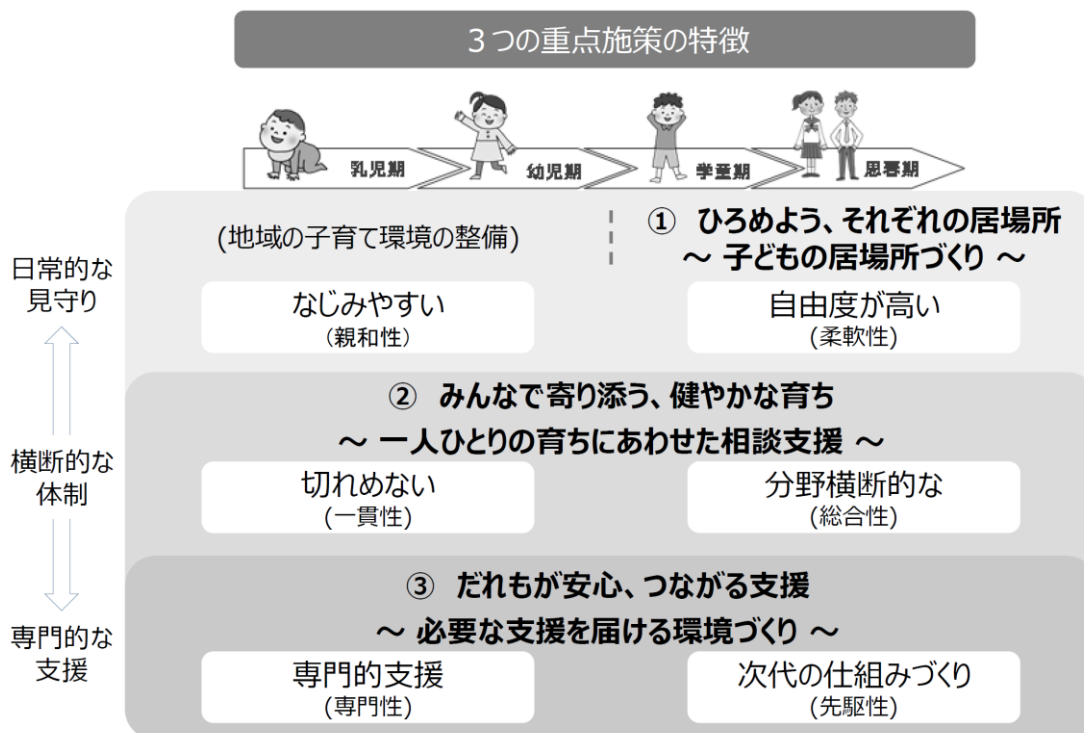
～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～

前計画の重点施策2「子どもの相談窓口体制の整備」を次の段階に発展させ、切れ目のない、分野横断的な取り組みを特徴として推進します。

③だれもが安心、つながる支援

～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

前計画の重点施策3「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」を引き続き実施します。多くのケースは、重点施策2で対応することをめざしますが、重点施策3においてより具体的・専門的支援を行うことにより、誰もが生きやすい社会の実現に向けて、取り組みを進めます。



(2) 重点施策推進のための基本的な考え方

重点施策を推進するための基本的な考え方として、SDGs★（持続可能な開発目標）で取り上げられている5つの特徴「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性」を設定し、持続可能な子育て・子育て支援施策を推進します。

どこでも (普遍性)	すべての子ども（家庭）に取組みが行き届くよう、すべての小学校区・地域を対象に実施します。
だれでも (包摂性)	すべての子どもの人権尊重のため、すべての子ども（家庭）を対象にします。
みんなで (参画型)	課題を抱える子ども（家庭）を含め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者すべての主体が行動します。
あわせて (統合性)	子ども（家庭）のニーズ・権利を軸にした取組みを行うため、多様な分野の統合的解決の視点を持ち、有機的に連動します。
わかりやすく (透明性)	子ども（家庭）に情報提供し、意見表明できる機会を確保するため、定期的に評価、公表を行います。

この5つの基本的な考え方は、本計画のすべての施策において適用し、重点施策においては、具体的な取組みを整理する枠として位置づけます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～ 子どもの居場所づくり ～

子どもの居場所づくりは、社会教育の視点、地域共生の視点からも重要な取り組みとなります。子どもが健やかに育ち、夢を育むことができるよう、多様な体験機会や人との交流などを公民協働で進めます。

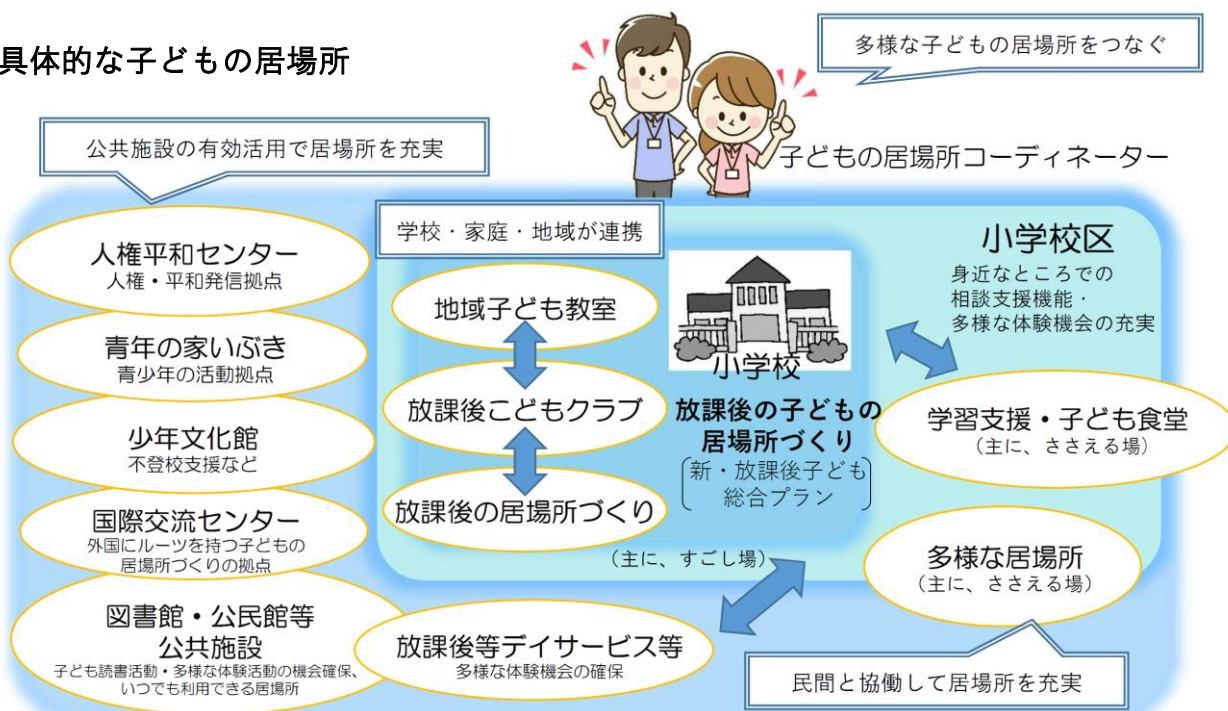
(1) 子どもの居場所づくりについて

●子どもの居場所の定義

「子どもの居場所」は、社会教育や地域共生等の様々な分野で多義的に扱われていますが、本施策においては、地域の子ども（主に学童期から高校生世代）を対象に、支援者が無料または低額で居場所を提供して見守りや支援に関わり、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組みを、年に数回以上、定期的実施する場所とし、経済的・空間的に子どもが参加しやすい場であり、ある程度の大人や学生等の見守る存在がいるものとしします。なお、公園等は経済的・空間的に参加しやすく子どもの発達に重要な場ですが、そこに大人等のゆるやかな見守りや関わりがないため、本施策においては、対象外とします。

公民の様々な主体が子どものために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支えるとともに、子どもを中心として、家庭への支援や、地域や法人等の多様な団体のつながりを創出するきっかけとなるほか、子どもにとって居場所での経験は将来のまちづくりの基盤となります。

●具体的な子どもの居場所





具体的な子どもの居場所として、下記のとおり多様な取組みが挙げられます。

- 学校施設内で行われる放課後こどもクラブや地域子ども教室等の取組み
- 学校施設内外で行われる地域団体が主体の多様なスポーツ、文化芸術、多世代交流などの取組み
- 地域住民との交流や支援を必要とする子どもへの寄り添い等を目的とした子ども食堂や学習支援、支援を要する子どもを主な対象とする放課後等デイサービス、就学前から就学後の親子の交流の場である子ども文庫等の取組み
- 誰でも気軽に利用できる図書館や公民館、不登校支援等を行う少年文化館、青少年の活動拠点である青年の家いぶき、外国にルーツをもつ子どもの居場所づくりの拠点であるとよなか国際交流センター、人権平和発信拠点である人権平和センター等の公共施設の取組み
- 社会福祉施設等における施設開放や多世代交流、子ども食堂等の取組み

●子どもの居場所の2つの形態

＊平成30年度(2018年度)実施『子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究』より

①「すごし場」

基本的に希望者はいつでも誰でも参加でき、時間的な制限が少ない居場所

<例>図書館、公共施設等の開放スペース、など

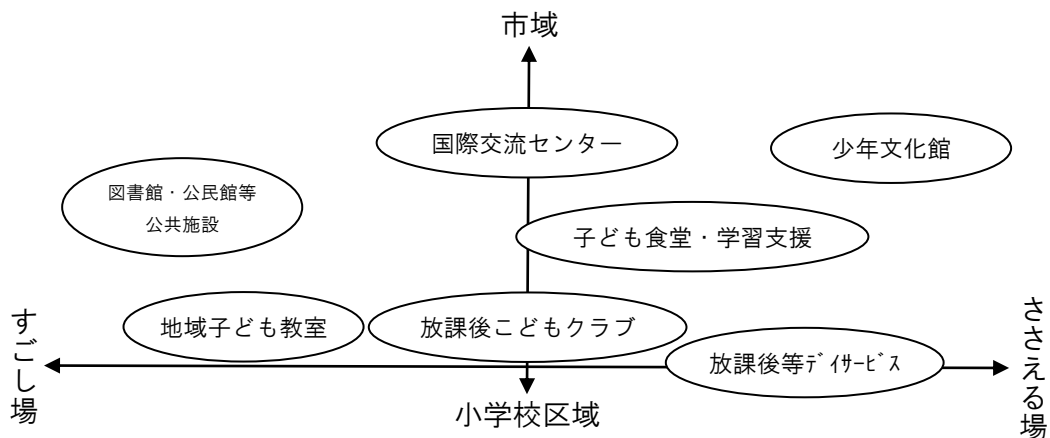
②「ささえる場」

対象となる子どもを想定し、子ども自身の困難に寄り添い、時には子どもの状況に積極的に関わって専門的な活動を行う居場所

<例>子ども食堂、無料・低額の学習支援教室、など

これら2つの形態に明確な境界線はなく、さらに各形態の中にも濃淡があると想定されます。それぞれの役割を相互に補完し、子どもへの支援をより充実させるため、参加しやすい「すごし場」と子どもの課題に寄り添う「ささえる場」の連携や、異なる目的をもった「ささえる場」同士の連携が必要です。

※ イメージ図（一部の居場所を抜粋）



●子どもの居場所づくりの目的

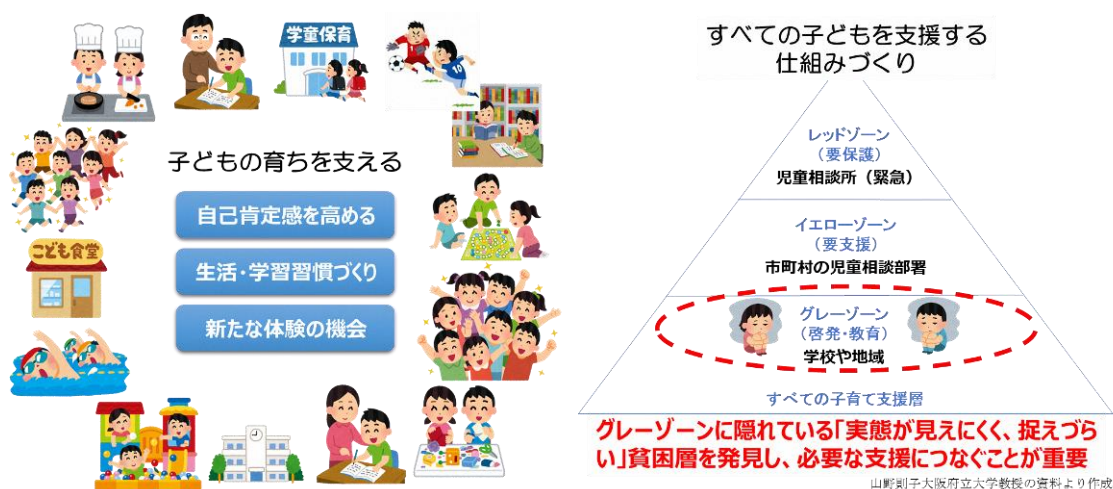
子どもの居場所づくりの目的は、各運営主体の主旨に沿って様々ですが、この施策の中では大きく2つの機能に整理します。

①子どもの育ちを支える

子どもの自立に向けて、自己肯定感を培い、生活習慣・学習習慣をつくり、体験機会を提供すること

②すべての子どもを支援する仕組みづくり

グレーゾーンに隠れている、「実態が見えにくく捉えづらい」貧困層を発見し、必要な支援につなぐセーフティネット*機能を強化すること



(2) 子どもの居場所づくりの特徴

子どもの居場所づくりにおいては、以下の特徴に留意します。

①なじみやすさ (親和性)

子どもの居場所は、学校や地域など子どもにとって身近なところで実施され、その多くが無料・低額で参加しやすいものとなっていて、子ども自身や家庭のニーズに応じて自ら選択することができます。また、地域や法人等の団体といった多様な主体が運営する居場所には、支援者に専門的な知識や経験を必要としないものも多く、誰もが関わりやすい特徴をもっています。これらの子どもの参加しやすさや支援者の関わりやすさが、子どもの居場所づくりのなじみやすさにつながっています。

②自由度の高さ (柔軟性)

市が主催する一部の事業を除いて、地域における子どもの居場所は、多様な主体によって様々な目的・手法で運営され、地域性や資源を生かしながら、その地域の子どもに適応するよう工夫されています。また、運営主体が相互に必要な資源、場所、機会等を共有するなど、子どもの居場所同士の自由なつながりもあります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



(3) 子どもの居場所づくりにおける基本的な考え方と具体的な取組み

重点施策の5つの基本的な考え方に基づき展開します。

取組みの推進にあたっては、前述の「具体的な子どもの居場所」の多様な活動に加えて、運営支援やネットワークづくり等といった居場所の充実やセーフティネット*の構築を実践的に進めていく民間の中間支援団体*と協働で「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを進めます。

◆学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりについては、第7章「学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実」に詳細を記載しています。

どこでも(普遍性)

***全小学校区で子どもの最善の利益の実現に向けた子どもの居場所づくりを推進します。**

- 中間支援団体と協働のもと、学校や地域団体、NPO*等の法人と連携しながら、全小学校区で地域の実情に応じた「すごし場」と「ささえる場」の居場所づくりを進めます。
- 「すごし場」については、学校・家庭・地域が連携した放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。また、「ささえる場」については、課題を抱える子ども（家庭）を発見し、支援や見守りにつなげるよう取り組みます。
- どの地域でも安定した居場所の運営ができるよう、日常生活圏域等の一定の地域を対象にしたネットワークづくりを行い、情報・資源・スキル等を可視化し、共有します。
- 公共施設については、その施策や理念等が市全域に普及するよう取組みを行うとともに、市有施設の有効活用化と地域密着の観点から、地域の子どもの利用拡大に配慮した運営を行うよう進めます。

だれでも(包摂性)

***通学する学校の種類や登校の状況、障害の有無、家庭の困窮度*等に関わらずすべての子どもを対象に実施します。**

- 誰もが参加しやすい多様な形態の子どもの居場所づくりを進めるとともに、すべての子どもがあるがままの自分で認められるような居場所づくりをめざします。
- 基本的には、「ささえる場」が困っている子どもだけの居場所ではなく、誰もが集える居場所として認知されることをめざし、その魅力や取組み内容の発信を行います。

みんな(参画型)

***すべての主体が、多様な方法で子どもの居場所づくりに参加・支援できる仕組みづくりを進めます。**

***課題を抱える子ども（家庭）の参画を促し、居場所づくりを含む子どもの未来応援施策全体を効果的に推進します。**

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

5章 施策の展開

- 子どもの居場所の運営者等と、子どもの居場所に関わりたい人材や、場所の提供・資金の寄付を行う支援者とをマッチングする仕組みづくりを行います。
- 子どもと直接関係しない分野の主体に対して、子どもの実態について啓発し、支援者を生み出す仕組みづくりを検討します。

あわせて(統合性)

***多様な体験・交流活動・学習支援の側面と、福祉的な側面の両方を機能としてもつ居場所の環境づくりを進めます。**

***子どもの居場所づくりに関する既存事業と連携します。**

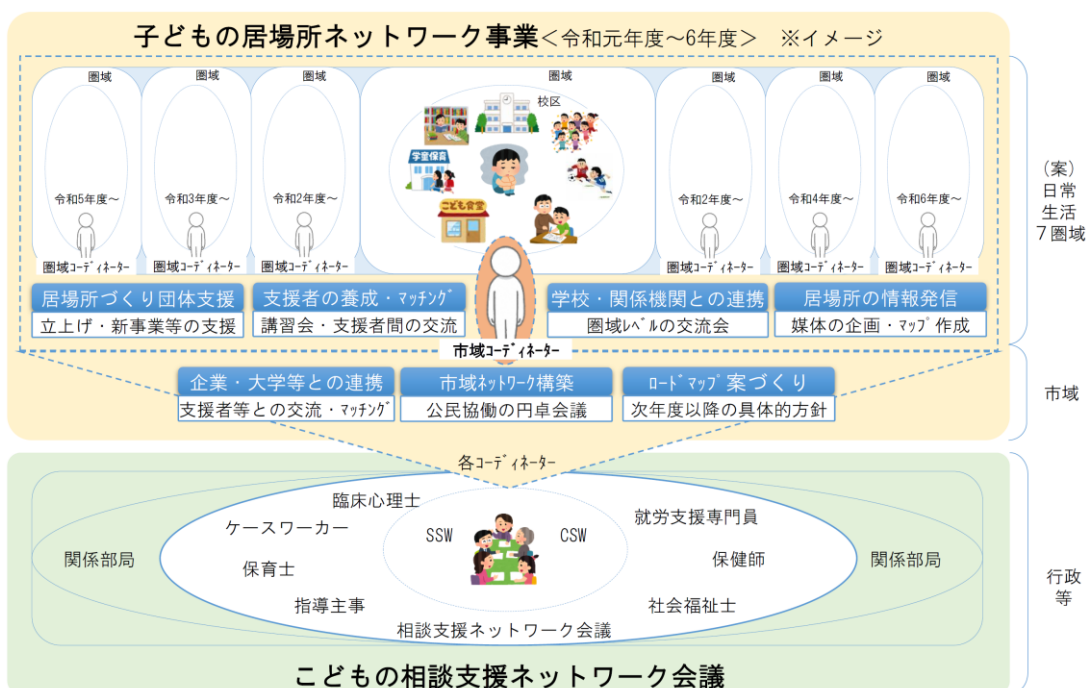
- 子どもの居場所運営者に対して、一人ひとりの学習習慣や生活環境が見守られるような意識啓発や、子どもの実態や福祉的視点、支援方法に関する講習会を実施します。
- 既存の関連事業を整理し、それぞれのネットワークやコーディネーター等の資源が、共通の目標をもって有機的に連動する仕組みづくりを進めます。
- 市有施設再編・整備においては、多機能化を基本とする中で、子どもを含む多様な市民の居場所機能も包含するように努めていきます。また、青年の家いぶきと少年文化館の複合化における学童期から青年期への切れめのない支援など、それぞれの機関のメリットを生かしたつながりを創出します。

わかりやすく(透明性)

***子ども(家庭)にわかりやすい各地域の子どもの居場所情報を発信します。**

***子ども(家庭)の意見を反映した子どもの居場所づくりを推進します。**

- 各地域の多様な分野の居場所情報を集約し、子どもにとってわかりやすいマップをつくり、学校等を通じて配布・掲示します。
- 地域の主体による子どもの居場所や遊び場等の環境について、子ども(家庭)が参画し、意見が反映される仕組みづくりを進めます。





重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～

子ども（家庭）を取り巻く様々な課題に対し、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう取り組みます。

（1）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援の特徴

児童虐待の予防及び早期発見のため、健康診査等の全児童を対象とした事業において子ども（家庭）の状況を把握し、子どもと家庭に対して必要な支援を総合的に進めます。さらに、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長できるよう、いじめ防止の取組みなどを充実させるとともに、子どもの意思を尊重しながら地域社会全体で見守る環境づくりを行います。

一人ひとりの育ちにあわせた相談支援においては、以下の特徴に留意します。

①切れめない相談支援（一貫性）

支援が必要な子ども（家庭）について、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう、関係機関の間で適切に情報を引き継ぎます。また、一度関わった子ども（家庭）について、継続的に見守りを行います。

②分野横断的な相談支援（総合性）

子ども（家庭）が抱える様々な課題の根本的な解決と自立をめざし、子どもを中心とした家庭全体に関わる多角的な見立てを行い、多分野の専門職が情報共有しながら、子どもと家庭それぞれに対して同時期に「家族まるごと」の支援を行います。また、必要に応じてその支援体制を見直します。

（2）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援における基本的な考え方と具体的な取組み

重点施策の5つの基本的な考え方に基づき展開します。

どこでも（普遍性）

***子どもやその家族が暮らす地域や日常生活圏域、市域（全市）における相談体制と、必要に応じ支援を受けることができる環境づくりを推進します。**

- 「こども総合相談窓口」や「こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）」において、24時間365日、子どもからの相談を一元的に受け付けます。特に「こども専用フリーダイヤル」については、子どもが安心して利用できるよう、学校の教職員の協力のもと、子どもへの相談方法の周知や利用にあたってのアドバイス等を行います。

- 公立こども園や学校など身近な場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握し、地域の資源を生かしながら個々の事情に応じた支援策を調整する支援者の育成を進めます。
- 産前・産後の心身の不調などを早期に発見し、支援するため、産科等の医療機関との情報共有等の連携を深めます。

だれでも（包摂性）

***様々なコミュニケーションツールや場（機会）を活用した相談支援体制づくりを推進します。**

- 特に出産後から子どもが園に通うまでの子育ての不安・悩みを解消できるよう、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）等において、すべての子育て家庭に適切に地域の子育て支援情報を提供するとともに、継続的な支援が必要な子どもをキャッチし、きめ細かく寄り添った支援を行います。
- 既存の相談機能に加え、SNS*など様々な媒体を活用した相談支援体制の構築に向けた調査・研究を行います。
- 身近で気軽に相談できる場を拡充するため、地域子育て支援センターや認定こども園*等における相談に加え、親子が集える催しや、健康診査、子育て講座、絵本のおはなし会の会場等で、気軽に相談できる機会を提供します。また、保護者の不安や負担の軽減につながるため、保護者同士の交流の機会の拡充を検討します。

みんなで（参画型）

***誰もが地域の諸団体、子どもの所属機関など様々な主体に相談でき、きめ細かな支援につながる仕組みづくりを推進します。**

***子どもの相談支援に関わるすべての主体が、子どもの最善の利益の観点から子どもの相談支援を行い、その相談支援スキル向上をめざします。**

- 地域の住民や関係機関が速やかに子育て家庭が抱える課題が発見できるよう、意識の醸成を図るとともに、相談支援を行う地域の様々な団体のスキル向上を図ります。
- 様々な困難を抱える子どもに対して、個別の状況に応じて福祉・保健・教育その他の関連分野の多職種による連携や大阪府等の関係機関との情報共有等を進め、専門的な視点から支援する仕組みを充実します。また、担当職員の研修や関係部署との情報交換等を通じて、相談担当職員の専門性の向上に取り組みます。
- 子どもも含め、誰もが気軽に相談できるよう、公民連携による相談支援ネットワークを構築し、支援機関や支援に向けた情報を共有します。
- 多様な相談主体が子どもの権利や生命を守ることを発信し、いじめや虐待を早期に発見・支援し、また、防止できるよう取り組みます。
- 子育て支援コーディネート機能を拡充し、速やかに関係機関への支援につながります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



あわせて（統合性）

***子どもの居場所づくりに関する事業や福祉的な交流の場づくり推進事業など既存事業を活用し相談支援機能の充実を推進します。**

***子どものライフステージごとに支援機関と連携した取組みを推進します。**

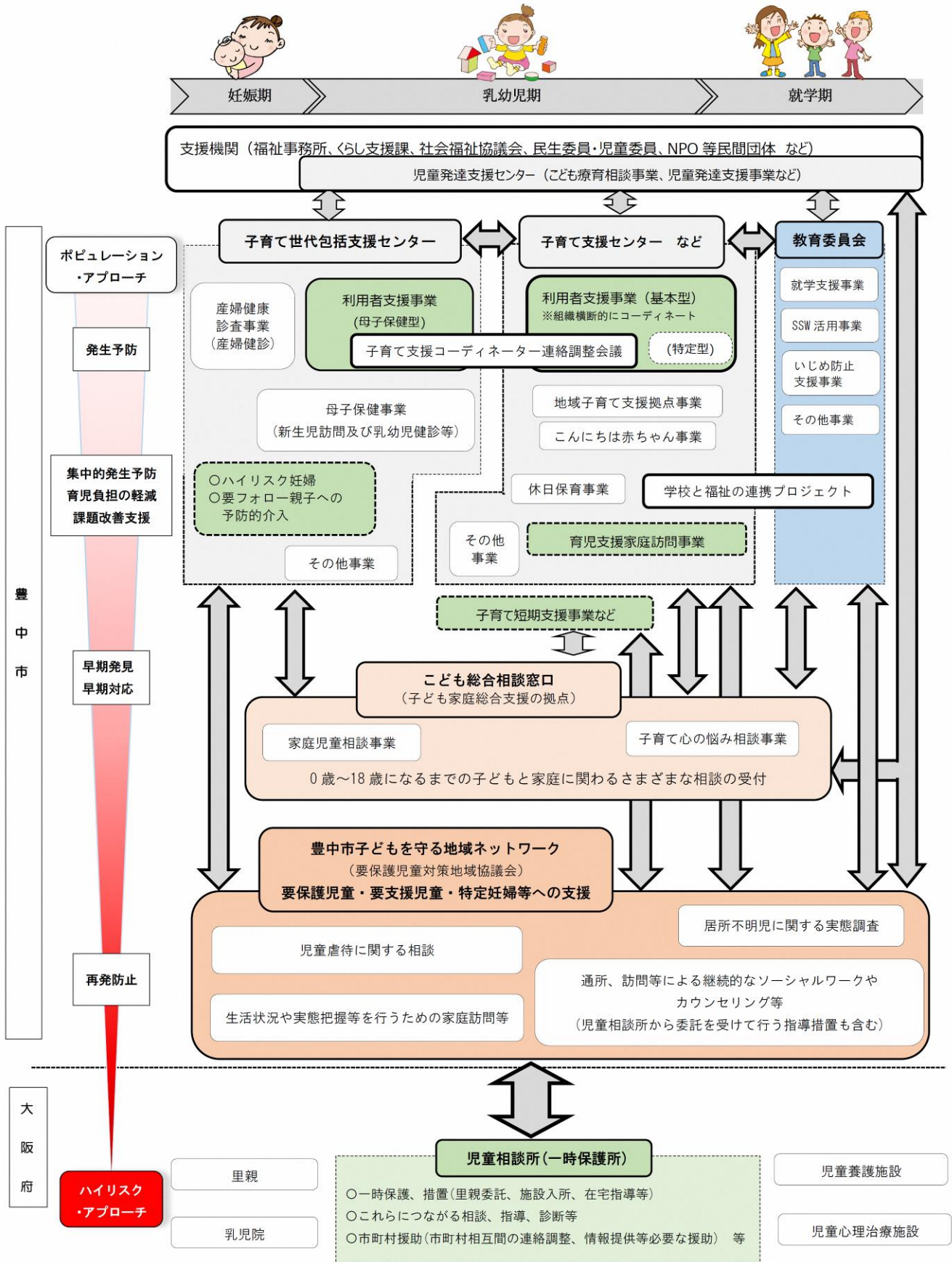
- 誰もが気軽に立ち寄れる場を活用した相談機能の充実を進めます。
- 子育て支援コーディネーター★が豊中市子どもを守る地域ネットワーク★（要保護児童対策地域協議会）と緊密に連携し、学校園と福祉の連携をさらに進め、要保護児童や要支援家庭、心配な家庭までの「家族まるごと」の見守り体制の構築を行います。

わかりやすく（透明性）

***子どもやその家族にわかりやすい相談機関の情報を発信します。**

- 多様な情報発信の媒体や機会を活用し、各種相談窓口を周知するとともに、より気軽に相談できるような工夫を検討します。
- 既存の相談機関の情報発信に加え、地域や関係機関と連携しデジタルサイネージ★などの媒体を活用し、その周知を図ります。

豊中市における子ども家庭総合支援のイメージ





重点施策 3 だれもが安心、つながる支援

～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

障害のある子ども、外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭や貧困の状況にある子ども（家庭）等、様々な状況の中で特有のニーズに応じた支援が必要な場合に、一人ひとりの状況に応じた支援が子ども（家庭）に届くよう、支援の専門性の向上・支援策の一般化を図ります。

（1）必要な支援を届ける環境づくりの特徴

子ども（家庭）が置かれている状況は一人ひとり様々で、それぞれのニーズや成長・発達過程に応じて社会全体で支える必要があります。特に、障害のある子どもや外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）など特別な支援が必要な場合には、療育相談、将来の見通しをもてるような支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援など、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援をきめ細かく行います。また、市民への意識啓発を通して個別に状況に対する周囲からの理解を深めることなどにより、孤立を防止します。

これらの必要な支援を届ける環境づくりにおいては、以下の特徴に留意しながら、それぞれのニーズごとに、重点施策の5つの基本的な考え方、どこでも（普遍性）、だれでも（包摂性）、みんなで（参画性）、あわせて（統合性）、わかりやすく（透明性）に基づき展開します。

①専門的支援（専門性）

福祉・保健・教育・医療等専門分野がそれぞれ連携しつつ、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援について高い専門性が求められます。

②次代の仕組みづくり（包摂性・先駆性）

専門的な支援のうち、すべての子ども（家庭）にとって有益な視点や工夫、支援策を一般化（ユニバーサルデザイン化）して、次代の仕組みづくりへとつなげます。

（2）障害のある子どもへの支援

●障害児福祉計画に基づき平成28年(2016年)に示した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」の「気づく」「つなぐ」「支える」を基本姿勢に、関係機関と連携し、生涯を通じた切れめのない相談支援体制を充実します。

○成育歴やこれまでの支援経過などを記録する「支援手帳」等の活用や、講座・研修会など保護者向けの取組みを充実します。

- 生まれたときからの成長過程や支援経過を記録する「支援手帳」等を活用し、を関係機関に円滑に伝達・引き継ぐことのできる仕組みづくりを検討します。
- 支援者の人材育成を行います。
- 医療的ケア児*支援のため、関係機関の連絡会議を活用し連携を深めます。
- 児童発達支援センターにおいて、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるための総合的かつ一貫した支援を提供します。
- 子どもの障害や発達の課題について、早期の気づき、丁寧な支援を充実します。
 - 市民、関係機関等に対し、相談窓口をわかりやすく周知します。
 - 学校園における障害や発達に課題のある子どもの支援の体制づくりを充実します。
(教職員研修の充実・こども療育相談(児童発達支援センター)・巡回相談・学校園訪問事業の活用促進等)
- 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族支援の手法を検討します。

(3) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

- 言葉や文化で困っている子ども(家庭)が多いと推察されることから、子育て・子育て支援にかかる行政情報について多言語化や写真や動画による情報発信を進めるとともに、「やさしい日本語」を広めます。
- 孤立防止のため、とよなか国際交流センターを軸に、外国にルーツをもつ子ども(家庭)の居場所づくりを充実し、地域とのつながりづくりを支援します。
- 必要な子育て支援サービスの提供のため、とよなか国際交流センターと市役所の窓口・学校園との連携を深め、就学年齢に達する子どもに対しては、多言語で就学案内を行うとともに、学校園及び受けられる支援について積極的に案内します。
- 特にしんどさを抱える子ども(家庭)については、丁寧に情報共有を行い、連携して支援します。
- 外国人や外国にルーツをもつ子どもが、地域で安心して生活ができるよう教育や就労など多言語による生活相談を行い、とよなか国際交流センターと市役所の窓口、学校園とが連携しながら取り組みます。

(4) ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

- ◆ひとり親家庭への支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子ども(家庭)への支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。



施策の柱 1 子育て支援

子どもが社会で生きる力を身につけられるよう、就学前の教育・保育や学校教育、交流・体験活動をより充実させるとともに、子どもが安全に安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、悩みや不安に対する相談支援体制の強化を進めます。

1-1 保育及び教育環境の充実



子どもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、
一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、
集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

取組みのポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

子ども・子育て支援新制度*では、保護者の就労状況に関わらず、質の高い就学前の教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市では乳幼児期の保育施設の整備等による量の確保とともに、就学前の教育・保育の質の向上を図る取組みを進めます。

子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。また保育や教育の中でも生きる力を培うための資質や能力の育成がますます求められています。小学校への入学や中学校への進学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、より円滑につながっていく教育・保育の内容や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

施策展開

(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

- 保育所・幼稚園等に対し、保護者の就労の有無に関わらず利用できる認定こども園*への移行を促進するための支援を行います。

*は資料編「6 用語集」をご覧ください

- 幼稚園に対し、通常の就園時間に加え、在園児を延長して預かる「預かり保育」の枠の拡大を促します。
- 公立こども園においては、地域の子育ち・子育てにあたって4つの機能（①ベンチマーク★機能、②人材育成機能、③子育てに関するセーフティネット★機能、④地域子育て支援拠点機能）を果たします。

（2）就学前の学校教育・保育の質の向上

- 「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、並びに「豊中市子ども健やか育み条例」、「豊中市人権保育基本方針」に基づき、豊中市内のすべての就学前の子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、「豊中市教育保育環境ガイドライン★」や幼児教育サポーター★の活用を推進します。
- 各就学前施設の園評価の公表などを検討し、透明性の確保に取り組みます。
- 乳幼児期の様々な課題や本市がこれまで取り組んできた障害児保育をはじめとした人権保育の推進、幼保小連携や小学校との円滑な接続等に対応できる保育者としての資質向上のため、計画的・効果的な研修を実践します。
- 保育従事者確保のため、保育士・保育所支援センター★での就職支援や市独自助成、国の処遇改善制度の効果的な活用などを行います。
- 「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画★に基づき、公立こども園の計画的な適正配置及び再整備を推進します。
- 公立こども園においては、地域の特性にあわせて園ごとに特色ある教育・保育を提供するとともに、あそびのボランティアなど地域人材を活用しながら開かれた園づくりに取り組みます。

（3）学校教育の充実

- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊中市教育振興計画に基づき、基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育環境などの整備に取り組みます。
- 外国語学習など新しい学習指導要領へ対応するとともに、ICT★を活用した授業を推進します。
- 学校司書の専門性や学校図書館の機能を活かし、多様な読書・学習活動の充実に努めます。
- 小中一貫教育推進事業や小学校高学年教科担任制、中学校教員による小学校での授業等の実施により、小・中学校9年間を見据えた一貫性のある教育を充実します。
- 開かれた学校づくりを推進し、地域の多様な人材を活用しながら子どもの学習生活を支えます。
- 小学校における35人学級の編制に対応できるよう、教職員の採用に向けた取組みを進めます。



- 学校施設については、児童・生徒の増加に伴う校舎の増築や長寿命化計画の策定などを進めます。
- 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、小中学校の教育課程を一貫して行う義務教育学校・（仮称）庄内さくら学園及び（仮称）南校の開校に向けた取組みを進めます。

（４）幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

- 幼保小連絡協議会における研究・協議や教職員への理解促進、子どもの交流等、各校区の実情に応じた保幼小の連携に取り組めます。
- 「小学校入学に向けて」など対象の家庭への情報提供を行い、小学校へ入学する子どもや保護者の理解を促進し、不安の軽減に取り組めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育・保育要領や学習指導要領の改訂を踏まえ、学校園において子どもの非認知能力★を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育みます。
- （仮称）南部コラボセンターを開設し、保育、教育、福祉、保健をはじめ多様な主体が連携し、次世代の地域を担う人材を南部地域全体で育む仕組みづくりに取り組めます。

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供



子どもが主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる

取組みのポイント

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO*等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、ボランティア体験や職業体験等を通して自らもその一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が身を守るために必要な教育を行います。

子育て・子育て支援施策を子どもの視点に立った実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞きながらまちの課題の把握や今後の取組みを検討し、実践へつなげることが大切です。

このため、子どもが積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子どもの社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組みます。

施策展開

(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

- ボランティア体験や職業体験、様々な分野における意見表明など、子どもが社会と関わることができる機会を拡充します。
- 学校や公共施設、公園等の身近な施設を活用し、地域の中で子どもが自由に遊びや読書・学習等の活動、子ども同士や異世代と交流できる機会(場)を提供します。
- 学校や市社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携しながら、学校教育や社会教育などの様々な場面でのボランティア活動に関する情報や活動体験の機会を提供するとともに、福祉共育*を推進します。
- 青少年団体をはじめとする地域の諸団体による活動を支援することにより、子どもが主体的に地域の様々な活動に参加し、多くの人々と交流することができる機会を提供します。また、子ども自身が運営スタッフやボランティアとして参加し、地域

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



のことを自分事として捉える意識を育むことで、将来の子育ち支援の担い手の育成につなげます。

(2) 将来に向けた学びの場の提供

- 子どもが社会の一員としての役割を果たし、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むことをめざし、ボランティア体験や職業体験などのキャリア教育★を推進します。
- 読書活動に対する子どもの関心を高める取組みを工夫し、読書環境の整備を進め、自ら学ぶ力、生きる力の育成をめざします。
- 思春期の性やメンタルヘルス、薬物等に対する正しい知識、インターネットの正しい利用方法やトラブルへの対応方法、消費者教育など、子ども自身が身を守るために必要な情報の提供及び教育を充実します。
- 「豊中市子ども健やか育み条例」及び子どもの人権についての周知・啓発を通じて、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝えます。
- 自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供します。
- 親になることについて学んだり、乳幼児とふれあったりする機会を提供したりすることで、命の大切さや子育ての楽しさを伝え、次代の親の育成を進めます。

(3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

- 様々な取組みにおいて子どもの最善の利益が考慮されるよう、子どもに関わる関係機関・団体や市民に対して、子どもが社会の一員として主体的に活動できる機会の重要性を啓発し、その機会の拡充を進めるとともに、そのための人材育成に取り組みます。
- 本計画に基づく取組み内容について、子どもが身近に感じ、自ら考えた内容を意見表明できるよう子どもへの情報発信を行います。また、本計画の変更時には、計画内容に子どもの意見が尊重されるよう、子どもが意見表明できる機会を提供します。
- 子どもに直接関係する分野だけでなく、様々な分野で子どもが意見表明できる機会を拡充します。

1-3 子どもの居場所づくり



家庭づくりや

学校・地域における子どもの居場所づくりが進み、
子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる

取組みのポイント

子どもの居場所は、子どもにとって、安心して、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組めます。

家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、学校の放課後等に安全に安心して遊んだり学んだりできる場所がより必要とされているため、放課後等の子どもの居場所づくりをさらに充実します。また、事業の実施にあたっては、居場所の円滑な運営に関わる取組みを進めます。

施策展開

(1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

- 家庭の教育力向上、地域の子育て環境の整備、保護者の悩みや不安に対する相談支援、次代の親の育成等の取組みを通じて、子どもが安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

(2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実

- ◆第7章「学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実」に記載しています。

重点施策

(3) 地域における子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

- ◆重点施策1「ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～」に記載しています。



1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援



子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とする子どもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる

取組みのポイント

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。日頃から子どもが気軽に相談できるよう、子どもが抱える悩みが深刻な状況になる前に自ら打ち明けられるような環境づくりを進める必要があります。

また、子どもの不安や悩みには複数の課題が混在していることも多くなっています。相談支援にあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援を充実するとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことが必要です。

施策展開

重点施策

(1) 子どもの相談窓口体制の充実

◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」及び重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。

(2) 子どもの悩みへの支援の推進

●子どもの心の発達を支援するためのサポート体制を充実します。特に学校や家庭に居場所をもちにくいと感じている子どもや、誰にも相談できず一人で悩んでいる子ども等を支えるための取組みを進めます。

- 精神疾患の好発年齢でもある思春期のメンタルヘルスに関連する講座や、悩みは誰かに相談すれば解決できることを啓発する「いのちの授業」など、若年層のうつ病・自殺対策を進めます。
- 子どもにとって身近な存在である学校の教職員が、子どもが学校生活を通じて発するSOSに気づき、子どもからの相談に対応できるよう、教職員が専門的なアドバイスを受けられる体制づくりを進めます。
- 子どもが自らの権利を学び、悩みや疑問に感じたことを身近な人や相談窓口等に相談できる力を身につけるよう、学校・家庭・地域の連携を通じて取り組みます。

(3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

- 学校や関係機関と連携し、子どもにとって身近に感じることができ、安心して相談できる環境づくりを進めます。また、市や大阪府が設置する多様な子どもの相談窓口の周知にあたっては、連絡先だけではなく、相談対応の流れや秘密の保持などについても周知します。
- 不登校につながる課題の早期発見・解消に向け、豊中市いじめ防止基本方針に基づき各学校が関係機関と連携しながら組織的に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー★の派遣を通じて、児童・生徒や教職員への相談支援に取り組みます。
- 子どもからの相談にあたっては、子どもの気持ちに寄り添い、意思を十分尊重しながら対応することができるよう、相談対応への専門的な知識や経験を有する相談員を配置します。
- 孤立や虐待、貧困など、家庭を背景とした課題を抱える子どもを発見し、課題の解決に向けて包括的に支援するため、就学前施設や学校、子どもの居場所に関する団体等と福祉との連携を強化するとともに、地域特性に応じたセーフティネット★の構築を進めます。

重点施策

(4) 必要な支援を届ける環境づくり

- ◆障害のある子ども・外国にルーツをもつ子どもへの支援については、重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。
- ◆ひとり親家庭の子どもへの支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子どもへの支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。



施策の柱 2 子育て支援

支援を必要とするすべての家庭に情報や支援が行き届き、保護者が安心して主体的に子育てを行えるよう、地域ぐるみで子育て・子育てを支援する気運を高め、市民や関係機関・団体とともに、個々のニーズにきめ細かく対応した支援体制を確立します。

2-1 地域の子育て環境の整備



子どもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ
保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる

取組みのポイント

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が進み、また今後児童人口の減少も予測される中、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える必要があります。特に、地域特性に応じて、転入世帯や外国人世帯など地域の中で孤立しがちな保護者に対する支援や地域とのつながりづくりが必要です。

保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けて、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支え合いができる場が求められています。

また、これまでの取組みの成果として、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となってつくりあげてきた「地域子育て・子育て支援ネットワーク」を生かし、保護者自身の力を高めつつ、引き続き地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組むことが必要です。

施策展開

(1) 身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点(場)の活用

- 公立こども園や地域子育て支援センターを拠点としながら、民間の就学前施設も含め遊びの場を提供するほか、子育てサロン等、地域団体との連携により身近なところに子育て家庭が集える場を保護者に提供します。

- 関係機関・団体との連携や公共施設の有効活用により、地域において子育て家庭が自由に集え、交流できる場や機会を創出します。
- 子育て支援センターなどでは、利用希望者のニーズを踏まえたプログラムを検討するとともに、自ら施設等に出向くことに不安を感じている保護者等への情報の周知、参加促進に向けた取組みを進めます。また、保護者同士の交流や仲間づくりを進めるとともに、保護者が自主的な子育てサークルを立ち上げる際には、保育教諭等が、運営方法の相談や保護者同士がつながるきっかけづくりを行うなど保護者の活動を支援します。
- 公立こども園では、地域子育て支援センターと連携するとともに、在園児とのふれあいや、保育教諭や保健担当者の技能などの専門知識を生かした支援を行います。
- 図書館をはじめ、利倉西センター図書室や動く図書館等、市内の身近な拠点で本の貸出ができる体制を整えるとともに、公共施設及び保護者や子どもが集まる場所に絵本のコーナーを設置するなど、親子で集える場所づくりを進めます。
- 地域特性など必要に応じて、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな保護者と地域とのつながりづくりができる場を提供します。
- (仮称) 南部コラボセンターに子育て支援センターほっぺ分室を開設し、よりきめ細かな地域子育て支援を進めます。

(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

- 地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会★の開催などを通じて、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の特性、子どもや家庭の状況に応じた支援を充実します。
- 子育て・子育て支援に関わる地域の人材に「豊中市子ども健やか育み条例」や本計画の内容を周知することを通じて、子どもや子育て家庭の状況、子どもの人権など子どもの育ちに大切なことを共有し、子どもを健やかに育む地域づくりに取り組みます。
- 公民の就学前施設で地域子育て支援研修を行うなど、市域全体で子育て支援の機運を高めます。

(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

- 地域の様々な人々が地域ぐるみで子育て・子育て支援をすることに興味をもち、主体的に参画できるよう、また担い手の確保・育成にもつながるよう、PTAや青少年健全育成会、絵本等の読み聞かせボランティアなどの関係機関・団体と連携して各種講座や学習機会の提供に取り組みます。
- 保護者自身が支援者として地域の子育てに関わることができるよう、保護者同士のつながりの場において主体的な活動を支援します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 地域子育て支援センターや図書館等では、関係部局・団体と連携し、子どもの育ちをサポートするために必要な人・場所・情報等の提供を通して市民の自主的な活動を支援します。
- 子育て支援センターでは、地域の子育て支援の担い手の育成のため、研修等の機会提供を行います。

2-2 子育てに必要な情報提供等



保護者が子育てに喜びを感じ、
子どもとともに成長できていることを感じるができる

取組みのポイント

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって子育てに必要な情報が異なります。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信します。

また、家庭における教育力の向上のため、家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会などを実施します。さらに、子育て支援事業などを通じて、子どもの育ちに大切なことを発信します。

施策展開

重点施策

(1) 利用者支援窓口の充実

- 利用者支援事業は、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行う拠点である「子育て世代包括支援センター★」として位置づけ、子育て支援センターほっぺ（基本型）、市役所（特定型）、保健センター（母子保健型）において、地域の子育て支援事業を円滑に利用するための情報を総合的に提供するとともに、専門的な視点から相談支援を行います。窓口では、子育て支援コーディネーター★が、利用者の立場に立ったわかりやすい情報提供を行います。また、子育て支援コーディネーター同士が連携し、つながりのある支援体制を強化します。

(2) 子育てに関する情報発信の充実

- 市のホームページや子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」及びスマートフォン向けアプリに加え、SNS★の活用も検討しながら、サービスの内容や事業の実施状況などを写真や動画、利用者の感想などを用いることで、閲覧する人が身近に感じることでできるわかりやすい情報発信をめざします。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 図書館や公民館等において、子育てに必要な資料を重点的に収集し、市民や関係部に提供します。
- 子育て家庭への訪問事業等を通して、訪問型（アウトリーチ*型）の情報発信を行います。
- 各種健康診査、子育てに関する講座や学習会、交流会・絵本等のおはなし会などの機会を活用し、出産や子どもの成長に応じた子育ての知識の習得や準備等ができるよう、必要な情報を提供します。
- 保護者同士の交流を促進することで、情報交換の場の提供に努めます。
- 既存の相談窓口に加えて地域への出張相談を実施し、より身近な場所で様々な子育て情報が入手できる環境づくりを進めます。また、地域の活動団体が身近な地域の親子の集いの場に出向いて子育てに関する情報を伝えるなど、地域間での訪問型（アウトリーチ型）の情報発信について検討します。
- 転入世帯や外国人世帯等、孤立しがちな家庭に対して、個別の状況に応じて必要な情報が届く工夫を検討します。

（３）家庭教育支援の推進

- 「豊中市子ども健やか育み条例」の周知などを通じて、子どもの人権や子どもの育ちに大切なことを保護者に広く伝えます。また、子育ての意義、保護者が子どもとともに成長する喜びや楽しさについての発信を行います。
- 乳幼児期から子どもの主体性を育むため、子どもの思いを汲み取り、その思いを代弁するような関わり方など、教育・保育の中で大切にしていることを、公立こども園などが保護者や地域に発信することで、乳幼児期の子どもについての保護者の理解を深めます。
- 出産経験のない人や妊娠中の人子どもとふれあえる機会づくりや、子育て講座やイベントに参加できる仕組みづくりを進めます。また、中高生と乳幼児との交流や、妊娠・出産・子育てについて当事者とふれあいながら学ぶ機会を充実します。
- 健康診査等、子育て家庭が集う場や機会を活用し、子育てや家庭教育について学べる機会づくりや情報提供・相談支援を行います。
- PTAや地域団体に対し、家庭の教育力の向上に関する学習機会の提供を行います。
- 関係部局、関係機関・団体等と家庭教育の現状や課題を共有し、連携して家庭への支援に取り組みます。また家庭の状況にあわせた効果的な情報提供の方法を検討します。
- 養育に課題のある家庭への支援については、相談支援事業に適切につなぐことができるよう、関係機関の連携を行います。

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援



保護者が身近で相談や必要な支援を受け、
安心して子育てできる

取組みのポイント

妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、身近で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口の情報をわかりやすく周知するとともに、各相談窓口の専門性を向上させることに加え、窓口間の情報共有と必要に応じた円滑な連携など、福祉・保健・教育その他の関連分野による総合的な支援に取り組みます。

また、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな家庭を早期に発見し、必要に応じて支援できるよう、地域の関係機関との連携のもと、家庭の状況を把握するなど訪問型（アウトリーチ*型）の支援体制を強化します。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、就学前児童の保護者には子育てを負担に感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス*の充実に取り組みます。

施策展開

重点施策

(1) 相談窓口の活用促進

◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」に記載しています。

重点施策

(2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型）支援体制の強化

●生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業、産婦・新生児訪問事業などの訪問型の相談・支援事業や、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査未受診者に対する訪問等に取り組むことで、子育て家庭の孤立を防止し、子育てに対する不安感や負担感を解消し、児童虐待の防止にもつなげます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 地域子育て支援センター等の相談できる場所が身近にない地域の家庭や、人が大勢いる場所へ行くことに抵抗を感じている親子への情報提供や育児相談に対応するため、身近な地域の子育てサロン等での相談等の事業を実施します。
- ◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」に記載しています。

(3) 多様な子育て支援の充実

- 保育所、幼稚園、認定こども園*等で緊急に一時的な保育を必要とする家庭に保育を提供するとともに、保護者のリフレッシュを目的とする一時預かりや休日・夜間の保育など、多様なニーズに応えることができる環境を整備します。
- ファミリー・サポート・センター事業を活用し、子育て家庭のニーズに応じた多様なサービスを提供します。
- 転入世帯など身近に頼る人がいない妊産婦の産前・産後期間における生活援助や育児援助等のケア事業を充実します。

重点施策

(4) 必要な支援を届ける環境づくり

- DV（配偶者暴力）による子どもへの影響は深刻なため、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童虐待対応の関係機関と連携強化を図るとともに、DVについての正しい理解と知識を身につけ、早期相談に結びつくような啓発及び相談窓口の周知に取り組みます。
- ◆障害のある子ども（家庭）・外国にルーツをもつ子ども（家庭）への支援については、重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。
- ◆ひとり親家庭への支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある家庭への支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。

2-4 子育てと仕事の両立の推進



必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、
子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる

取組みのポイント

本市は、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。このため、引き続き保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう、保育定員の確保及び保育人材の確保に取り組めます。

子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解・協力が必要であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス[★]の啓発や、次世代育成支援対策推進法関連情報の提供を行います。

また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深めるよう取り組めます。

施策展開

(1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

- 保育所等の整備や幼稚園での延長保育（預かり保育など）の活用による保育定員の確保、きめ細やかな利用者支援など多様な手法により、保育所等待機児童ゼロの維持をめざします。
- 放課後こどもクラブについては、これまでどおり待機児童を出さないことを基本に据え、計画的に放課後こどもクラブ室を確保します。
- 病児保育、一時預かり等多様な保育サービスを充実させ、保護者が安心して働くことができる環境整備を進めます。

(2) 家庭・企業・事業所等への啓発

- 子育て家庭に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や学習の機会を提供します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 働きたい希望がありながら就労していない母親に対し、就職支援講座や就労相談などを通して（再）就職の支援を行います。
- 父親が育児に関する知識や方法を学べる機会を充実します。また、父親同士が交流できる機会を提供し、父親による子育てを応援します。
- 企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス★の重要性や企業等におけるその効果を伝えるとともに、働きやすい職場づくりやイクボス★宣言をはじめとする事業主の取組みや子育て支援に関する情報提供を進めます。

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

母子保健事業や小児医療体制の充実、生活環境の整備、安全対策の推進を通じて、子どもが健やかに生まれ育ち、子育て家庭が安全に安心して過ごせる環境づくりを市民とともに進めます。

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備



地域の中で安全に安心して妊娠・出産・子育てができる

取組みのポイント

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・産婦・乳幼児健康診査や産後うつ予防対策の体制を充実するとともに、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに向けて、市内の公園・緑地をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備します。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援を進めます。

施策展開

(1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

●妊産婦及び家族が妊娠・出産期の健康づくりや子育てに関して正しい知識をもつことができるよう、母子健康手帳の交付時に個別のニーズにあわせた支援プランを作成し、保健師・助産師等の専門職による相談・保健指導などきめ細やかな支援を行います。



- 対象者にもれなく周知できる機会として、健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談の機会や、学校等も活用しながら、多様な意識啓発や学習機会の提供、相談支援の充実に取り組みます。
- 父母ともに妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を学ぶ場に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 妊産婦が安心して妊娠・出産及び産後期間の生活を過ごせるよう、不安や悩みの相談や指導の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向け、妊産婦や子育て家庭を対象に学習機会を充実するとともに、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園★、学校、地域における啓発や教育・指導を推進します。

(2) 母子保健事業の充実

- 各種健康診査の実施や受診勧奨を通じて、疾患や障害の早期発見・早期支援につながるなど、子どもの健康保持・増進、子育てを支援します。
- 健康診査時での相談支援体制等を充実し、医療・福祉関係機関等と連携・調整しながら、きめ細やかで継続性のある支援を実施します。また、健康診査未受診者へのフォロー体制を充実し、子どもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭を早期に発見し対応します。

(3) 小児医療体制の充実

- 基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦★、救急医療が必要な乳幼児に対応するため、周産期医療体制を確保します。
- 小児救急医療についての周知を行うとともに、医療機関等と協力しながら医療提供体制を確保します。
- 産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾患をもつ子どもや医療的ケア児★の支援に向け、医療と保健・福祉の機関との連携数を拡大するとともに、講習の実施などにより市民への周知を行います。
- 子どもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・啓発を推進します。

(4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

- 市営住宅の入居申込世帯が、障害者（児）世帯や母子・父子世帯、子育て世帯等の場合は、抽選時に当選確率を優遇します。
- 世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのため、三世帯同居・近居支援制度を創設します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

- 子どもや、ベビーカー等の使用者が安全・快適に移動できるよう歩行空間の整備や、オムツ替えや授乳等のためのスペース等を提供することにより子ども連れでの外出を支援する「赤ちゃんの駅」や「とよなか子育て応援団」の充実など、子育てバリアフリーを推進します。
- 公園では、子どもが安心して遊び、地域の人が行き交い交流する場となるよう、遊具などの施設を安全に維持管理するとともに、地域住民との協働とパートナーシップによる運営を推進し、地域の人々の目が行き届いた安心できる施設とします。
- 公共的な空間における受動喫煙防止対策を進め、子どもにやさしい環境整備を推進します。

(5) 子育てに関する家庭への経済的な支援

- 個々の子育て家庭の状況に応じた手当や助成、貸付等の経済的支援を実施するとともに、対象となる人に漏れなく周知し、円滑に制度を活用できるように取り組みます。

(6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

- 子育て世帯の暮らしをより充実し、満足度を高めるため、子育てに関する「様々な出会いや交流、学びの機会を通して、仲間や地域とともに、一人ひとりの暮らしが輝く自分らしい暮らしを育み、創造できるまち」である本市の魅力を創造・発信します。



3-2 子どもの安全確保



子どもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、
安全に、安心して暮らすことができる

取組みのポイント

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心に生活できるまちづくりに向けて、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

阪神・淡路大震災や大阪府北部地震、東日本大震災、台風被害等の教訓を生かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進め、危険から身を守る力を養います。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する交通安全教育の充実に取り組みます。

施策展開

(1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

- 市民や事業所等を対象に防犯に対する意識啓発を行います。
- 地域パトロールや危険箇所の点検、防犯意識の向上等の取組みへの支援を充実し、市民との協働による安心・安全な生活環境づくりを進めるとともに、地域での見守りや防犯活動のさらなる活性化、担い手の拡充に取り組みます。
- 学校、地域、警察、関係機関・団体が連携し、問題行動等を早期に発見・対応することにより、非行の未然防止と子どもの健全育成を推進するとともに、見守り体制を充実します。
- 青少年の健やかな成長に悪影響を及ぼす情報の排除、青少年の非行化の要因の排除等の子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

- 災害時における危険箇所の把握を行い、ハザードマップ等で市民へ周知します。
- 地域自主防災組織への支援を行い、地域の防災意識の向上や防災活動の活性化につなげます。また、子どもが防災活動に参加できる機会を拡充します。
- 災害時の要配慮者支援策について、市民への周知に努めます。
- 既存施設等の活用による子育て家庭に配慮した避難所運営について検討します。
- 災害などの緊急時にストレスを抱えた子どものメンタルヘルスについて、支援者や市民への啓発を進めます。
- 市が保有する防災に関するノウハウを活用するなどし、家庭や学校などにおいて子どもの育ちに応じた防災教育を推進します。
- 街頭犯罪の未然防止と早期解決に向けて設置した「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」の適切な維持管理を行います。
- 保育所や幼稚園、認定こども園[★]、学校等における交通安全教育を通じて子どもや保護者の意識を高めるとともに、地域における交通安全対策を強化します。
- 豊中市通学路交通安全プログラムに基づき、定期的に通学路の点検・評価を行い、必要な対策を行います。